

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年6月25日)

[件名]

- 1 新型インフルエンザの県内発生後の状況について
(危機管理チーム、健康政策課) ······ 1

防 災 局

新型インフルエンザの県内発生後の状況について

平成21年6月25日
危機管理チーム
健康政策課

<I 県内発生事例の経緯>

これまでに、県内では2例の患者が確認されたが、いずれも感染拡大は防止できた。

1 感染等の状況

県 内	感染確認者	2名（鳥取市1名、南部町1名）
	健康相談	これまでに4,336件（うち健康相談3,888件） ※その他県民室受付20件（6/21までの累計）
	PCR検査	これまでに15件（5/18～6/22までの累計）
国 内	35都道府県 合計870名（6月23日午前8時現在、消防庁発表）	
国 外	94の国・地域44,287人 うち死者180人 (6月19日午前7時現在WHO発表)	

2 県内発生1例目（6月10日に新型インフルエンザと確認）

(1) 概要

6月10日、発熱（38.3℃）及び頭痛があり、鳥取市内の医療機関を受診した患者について、県衛生環境研究所でPCR検査（遺伝子増幅検査）を実施したところ、新型インフルエンザウイルスが検出され、感染症指定医療機関に10日入院。症状が軽快し、14日退院。

(2) 患者の状況

8歳 女児（アメリカ合衆国在住）

(3) 県の対応

10日、対策本部を開催し、感染経路、接触者の特定が可能なため、以下の医療・社会対応を実施することを確認・決定。

ア 医療対応

(ア) 患者対応

感染症指定医療機関に入院のうえ治療を実施。

(イ) 濃厚接触者対応

積極的疫学調査を実施し濃厚接触者を特定（家族、医療関係者 計5名）。

同意を得た上で、抗インフルエンザウイルス薬を予防投薬。

→ 最終接触日より1週間の健康観察、外出自粛要請。

イ 社会対応

学校や福祉施設等の休校・休所、公立施設の休業、イベント等の自粛は行わない。

3 県内発生2例目（6月15日に新型インフルエンザと確認）

(1) 概要

6月15日、発熱、咽頭痛等があり、西部地区の医療機関を受診した患者について、県衛生環境研究所でPCR検査を実施したところ、新型インフルエンザウイルスが検出し、感染症指定医療機関に入院。症状は軽快し、23日退院。

(2) 患者の状況

41歳 男性（南部町在住）

(3) 県の対応

- ・ 15日、対策本部を開催し、県内発生1例目と同様の医療・社会対応を実施することを確認・決定（濃厚接触者は医療関係者等13名）。

※第1例目、第2例目ともに総合発熱相談センターに電話せず、直接医療機関を受診しており、医療機関において濃厚接触となった方があつたが、外出自粛や予防投薬等を行い、感染拡大はなかつた。

<II WHOによるフェーズ6への引き上げについて>

6月12日、世界保健機関(WHO)は、警戒レベルを世界的な大流行である「フェーズ6」に引き上げた。

1 概要

メキシコ、米国をはじめ北半球を中心に続いてきた新型インフルエンザの人から人への感染拡大がオーストラリアなど南半球でも確認されたとして、WHOは警戒レベルを最高水準の「フェーズ6」に引き上げた。

WHOによれば、現状の深刻度は中程度であり、平静を保つよう要請。また、今回の引き上げは、国境の封鎖や旅行など人の移動の制限を求めるものではない。

2 県の対応

同日、対策本部幹事会を開催し、引き続き、柔軟な対策の継続と適切な医療の提供、医療体制の充実強化等に努めるとともに、県民には、過剰反応に陥らないよう広報することを確認。

<III 厚生労働省の運用指針の改定について>

6月19日、厚生労働省が新型インフルエンザ対策の運用指針を改定。今後、これを受けて本県の医療対応等の見直しを行う。

1 概要

厚生労働省は、秋冬に感染者が増加し蔓延する事態を想定し、現時点を準備期間と位置づけ準備を進めるため従来の運用方針を改定。改定のポイントは次のとおり。

- ① 感染拡大を防止するため行っていた入院措置は取りやめ、自宅療養を原則とすること。
- ② 発熱相談センターが発熱外来を紹介する形は改め、一般医療機関で受診可能とした上で、院内感染対策を徹底すること。
- ③ 患者発生状況の把握・監視は、個人単位から集団レベルに変更すること。
これに伴い、感染が疑われるケースで全員に行っていた遺伝子検査（PCR検査）は重症化するおそれがある者について優先的に実施。
- ④ これまで全ての患者についての治療経過をフォローしてウィルスの性状や臨床経過を確認してきたが、今後は約500箇所の病原体定点医療機関での検体についてウィルスの解析を継続的に行い、病原性や薬剤耐性などの変化を調べること。
- ⑤ 検疫体制については、機内で症状があつても遺伝子検査を行わず、マスクを着用した上で帰宅を可能とすること。

2 県の対応

26日に予定されている厚生労働省の説明会、今後発出される予定の関係通知等確認の上、医療対応の見直し等を検討。